

東城木の駅実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、東城木の駅実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、庄原市東城町地域の健全な森林保全と、森林資源及び人的資源を活用した地域活性化を図るため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 林地に放置された木材（以下「放置材」という。）などの回収及び販売による山村の活性化に関する事業。
- (2) 前号の販売金額及びその他の収入を原資とした、地域通貨（里山券）の流通による商店の活性化に関する事業。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第4条 実行委員会の会員は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

(入会)

第5条 目的に賛同し、出荷者登録申込書、加盟店申込書又は入会申込書を提出した者は、委員長の承認を得て会員となることができる。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき。
- (2) 団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第7条 会員は、退会届を委員長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) 実行委員会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(役員)

第9条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 5人以内
- (3) 委員 若干名
- (4) 部長 各部1人
- (5) 監事 2人

(選任等)

第 10 条 役員は、あらかじめ役員会で推薦された者の中から、総会において選任する。ただし、部長においては専門部会の推薦により、総会において承認する。

2 役員任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員の補充によって就任する役員任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第 11 条 委員長は、実行委員会を代表し、その会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 委員は、その会務を執行する。

4 部長は、各専門部会を代表するとともに専門部会を運営統括し、専門部会に所属する事業の積極的な推進を図る。

5 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(専門部)

第 12 条 実行委員会に次の専門部を置く。

(1) 出荷者部会 出荷者登録した個人林家により構成し、放置材などの搬出量の確保対策事業や事業の安全性の確保など出荷等に関する事業を行う。

(2) 商店部会 加盟店登録した店舗主で構成し、地域通貨の利用促進による商店街の活性化の一助となる事業を行う。

(会議)

第 13 条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 専門部会

(総会の開催)

第 14 条 総会は、実行委員会最高の議決機関である。

2 総会は、次の事項を議決する。

(1) 委員長ほか役員を選任又は承認

(2) 事業計画及び収支予算の承認

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) 規約に関する事

(5) その他重要事項に関する事

(総会の招集)

第 15 条 総会は、会員をもって構成し、年 1 回委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(総会の成立要件)

第 16 条 総会は、会員総数の過半数の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した者は出席とみなす。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、委員長又は委員長の指名を受けた者が行う。

(総会の議決)

第18条 総会は、出席した会員（ただし、議長及び委任により出席とみなされる者を除く）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第19条 役員会は、第9条で規定する役員によって構成し、必要に応じ委員長が召集する。

2 役員会は、委員長が議長となり、次の事項について審議する。

- (1) 第14条第2項で規定する総会で審議する事項の立案と事業の実施
- (2) 各専門部が実施する事業に関すること
- (3) 行政との協働に関すること
- (4) 会員の除名に関すること
- (5) 必要やむを得ない事情で総会において審議することのできない重要事項
- (6) その他実行委員会の活動に関すること

(専門部会)

第20条 各専門部会は、部長、副部長、部員で構成し、必要に応じ部長が召集する。

2 専門部会は、部長が議長となり、次の事項について協議する。

- (1) 専門部の活動方針
- (2) 専門部に属する事項の事業計画及び予算の立案
- (3) 専門部に属する事項の事業報告及び決算
- (4) その他専門部運営に関する重要な事項

(アドバイザー)

第21条 委員長は、必要に応じ実行委員会に、アドバイザーを委嘱することができる。

2 アドバイザーは、委員長の求めに応じ会議に出席し、実行委員会の目的達成に必要な指導助言を行うものとする。

(事務局)

第22条 実行委員会の事務局は委員長が定める場所に置く。

2 事務局員は、委員長が指名する者をもって充てる。

(会計年度)

第23条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(会計)

第24条 実行委員会の会計は、会費、放置材などの売上金、補助金・負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 会計は、事務局員が管理し、総会で議決された予算に基づき、実行委員会の目的にそって処理する。

3 不測に事態等により予算が不足する科目については、役員会の承認をもって予備費又は他の科目から予算を流用することができる。

(監査)

第25条 監事は、会計年度終了後に会計について監査を行い、総会で報告する。

(役員会への委任)

第 26 条 この規約に定めのない事項については、役員会で審議決定する。

附 則

この規約は、平成 26 年 7 月 24 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

団 体 等	備 考 等
東城地区内各自治振興区	会長
東城町森林組合	
東城町商工会	
東城町林業振興協議会	
小奴可尚和会	
八幡会	
帝釈会	
株式会社山崎木材	
庄原さとやまペレット株式会社	
NPO 法人森のバイオマス研究会	
出荷者	出荷者登録した者
商店	加盟店登録した店舗主
その他	目的に賛同し入会した者

東城木の駅実行委員会

